

弁護士法人わたらせ法律事務所 弁護士報酬基準

離婚事件の弁護士費用（事件の内容により、30%の範囲内で増減額することがあります。着手金の最低額は金11万円。）

分類	着手金	報酬金	手数料
金銭請求を伴わないもの	30万円～40万円＋消費税	30万円～40万円＋消費税	
金銭請求を伴うもの	30万円～50万円＋消費税の範囲で、事件の内容に応じて協議。	30万円＋（経済的利益の10%）＋消費税	
面会交流、養育費・婚姻費用等請求	—	—	最低20万円＋消費税とし、手続1つ追加する毎に5万円＋消費税（但し、最大で30万円＋消費税）を超えない。）

交通事故事件の弁護士費用（事件の内容により、30%の範囲内で増減額することがあります。）

分類	着手金	報酬金
弁護士費用特約加入有り	ご加入の保険会社の基準に準じます（自己負担額無し）	
弁護士費用特約加入無し	10万円＋消費税～の範囲で事件の内容に応じて協議。	10～20%＋消費税

遺産分割事件の弁護士費用（事件の内容により、30%の範囲内で増減額することがあります。着手金の最低額は金11万円。）

分類	着手金	報酬金	手数料
基本	30万円＋消費税	（取得財産の10%）＋消費税を基準に協議の上で決する。	
戸籍等調査	—	—	最低5万円＋消費税とし、事件の内容により協議して決する。

相続放棄申述事件の弁護士費用（事件の内容により、30%の範囲内で増減額することがあります。）

分類	手数料
被相続人死亡の日から3か月が経過していないもの	5万円＋消費税
被相続人死亡の日から3か月が経過しているもの	10万円～20万円＋消費税の範囲で、事件の内容に応じて協議。

遺言執行事件の弁護士費用（事件の内容により、30%の範囲内で増減額することがあります。）

分類	手数料
基本	30万円＋消費税
遺産評価額が300万円を超えるもの	遺産評価額が300万円を超え3000万円以下の場合はその2%+24万円＋消費税 遺産評価額が3000万円を超え3億円以下の場合はその1%+54万円＋消費税 遺産評価額が3億円を超える場合はその0.5%+204万円＋消費税

遺言書作成の弁護士費用（事件の内容により、30%の範囲内で増減額することがあります。）

手数料
10万円～20万円＋消費税の範囲で、事件の内容に応じて協議。

債務整理事件の弁護士費用（事件の内容により、30%の範囲内で増減額することがあります。）

分類	着手金	報酬金	手数料
自己破産（同時廃止）	—	—	30万円＋消費税
自己破産（個人・管財）	—	—	30万円～50万円＋消費税の範囲で、事件の内容に応じて協議。
自己破産（法人・管財）	—	—	100万円＋消費税
再生手続	20万円＋消費税	20万円＋消費税	—
任意整理	—	—	債権者1社あたり4万円＋消費税

後見等申立事件の弁護士費用（事件の内容により、30%の範囲内で増減額することがあります。）

手数料
20万円＋消費税

上記以外の一般民事事件の弁護士費用（着手金の最低額は金11万円。報酬金は事件の内容により8～15%の範囲内で増減額することがあります。）

経済的利益	着手金	報酬金
金100万円以下の場合	10万円＋消費税	10%＋消費税
金100万円を超え、金300万円以下の場合	請求金額の10%＋消費税	
金300万円を超える場合	最低30万円＋消費税とした上、事件の内容に応じて協議。	

保全・執行事件の弁護士費用（事件の内容により、30%の範囲内で増減額することがあります。）

分類	手数料
保全	10万円＋消費税～20万円＋消費税の範囲で、事件の内容に応じて協議。
執行（強制執行のみ）	5万円～10万円＋消費税
執行（財産開示等複数の手続を含む場合）	10万円～20万円＋消費税

告訴告発の弁護士費用（事件の内容により、30%の範囲内で増減額することがあります。）

手数料
20万円＋消費税

刑事事件の弁護士費用（事件の内容により、30%の範囲内で増減額することがあります。）

分類	着手金	報酬金
通常事件捜査段階	20万円～100万円＋消費税の範囲で、事件の内容に応じて協議。	着手金と同額
裁判員裁判対象事件捜査段階	50万円～100万円＋消費税の範囲で、事件の内容に応じて協議。	
通常事件公判手続	20万円～100万円＋消費税の範囲で、事件の内容に応じて協議。	
裁判員裁判公判手続	50万円～100万円＋消費税の範囲で、事件の内容に応じて協議。	